

## ユビキタスネット社会とリスクの増加・変質（メモランダム）

明治大学 新美育文

- 1 機器およびソフトの不具合によるリスク
  - 1.1 機器の欠陥 = PL法
  - 1.2 機器の不具合・故障 = PL法または民法
  - 1.3 ソフトの不具合 = PL法または民法
  - 1.4 より深刻な問題は、ユビキタスネット社会においては、欠陥ないし不具合が機器かソフトかいずれにあるか、容易には特定できないことではないか。
  
- 2 ユーザーの誤使用・悪用によるリスク
  - 2.1 誤使用 = サプライヤーの説明義務または過失相殺もしくは危険の引き受けないし自己責任
  - 2.2 悪用 = サプライヤーの悪用対策義務はどこまで課されるのか。Cf.安全配慮義務
  - 2.3 深刻な問題は、誤使用か第三者の悪用によるのか不明であること。さらには、1.4で指摘した問題との識別さえ不可能な状況が想像できる。
  
- 3 情報リスク
  - 3.1 情報のセキュリティをどのように構築するのか。利便性と秘密との調整をどこに求めるのか。
  - 3.2 個人情報保護法の視点からすると、ユビキタスネット社会は個人情報の共同利用に限りなく近づくように思われるが、そのための枠組みを用意できるのか。
  - 3.3 ユビキタスネット社会においては、情報がいままで以上に多量にかつ高速に行き交うことになるが、それに対する実行可能性のある対応策はありうるのか。
  
- 4 利便性による人としての能力低下という危険
  - 4.1 ハンディキャップのある人への支援の意義
  - 4.2 利便性ゆえの健常者の能力の低下というリスク